## 古賀市まちづくり基本条例(案)パブリック・コメント実施結果

古賀市まちづくり基本条例(案)に対してパブリック・コメント手続を実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要綱(平成20年3月告示第20号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1)政策等の題名	古賀市まちづくり基本条例(案)
(2)政策等の案の公表日	平成28年12月22日(木)
(3)パブリック・コメント手続の実施期間	平成28年12月22日(木)~平成29年1月20日(金)(30日間)
(4)意見等提出者数	6人
(5)提出意見等件数	2 5 件
(6)提出意見等	下記のとおり
(7)提出意見等を考慮した結果及びその理由	下記のとおり
(8)その他の修正点	なし

## ■ 提出意見等を考慮した結果及びその理由

番				
号	該当条文	パブリック・コメント(ご意見)の内容	条例(案)への反映	ご意見への回答
1	第1章 第2条第1項第5 号及び第6号	○市民活動団体および事業者の概念について 市内の特定非営利活動法人が、介護施設や障がい者支援施設を 運営するような場合、事業者としての条例上の責務は免除され、 市民活動団体としての責務だけを担うという理解でよろしいで しょうか。それとも、そうした主体は、市民活動団体であり、 同時に事業者であって、それぞれの側面ごとに条例の趣旨を尊 重することが期待されるという理解をしたほうがよろしいでし ようか。	質問にお答えします	第2条で特定非営利活動法人は 市民活動団体として定義してお り、また、事業者は、市民活動 団体を除くとしておりますこと から、特定非営利活動法人は、 市民活動団体としての役割を担 うこととなります。
2	第1章 第2条第1項第8 号ほか全体	「参加」とはある目的を持つ集まりに一員として関わり、行動を共にすること。それに比べ「参画」とは、政策・事業などの計画に加わること。住民自治を進めるための自治基本条例であるならば、単に参加するという傍観者ではなく、計画段階から市民が参画して、市民が主体となり考え行動すべきであることから、条文中、「市民参加」とあるのは「市民参画」に改めるべきと考える。	修正します	ご意見の趣旨を踏まえ、「市民参加」を「市民参画」に修正します。また、第12条第4項の「参加」についても、「参画」に修正します。
3	第1章 第2条第1項第8 号ほか全体	○市民参加 市民参加という言葉ではなく、市民参画という言葉を使っていただきたい。古賀という公共空間を行政だけで担える時代ではなくなっており、地域課題の解決に向けた事業の設計やその計画を作る際に、内容や事業ごとに担い手を選択できる社会にしていく必要があると思います。行政の専門性や市民等の地域性・機動力などの主体ごとの特性に応じて役割分担ができるよう、「市民等が自主的に意見を述べ、又は提案を行い、時として自ら行動する等直接関与すること」という説明を含めての「市民参画」の概念での定義をお願いしたい。	修正します	ご意見の趣旨を踏まえ、「市民参加」を「市民参画」に修正します。また、第12条第4項の「参加」についても、「参画」に修正します。
4	第2章 第6条第1項	「市民等は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、 積極的にまちづくりに関わるよう努める。」を「市民等は、自ら がまちづくりの担い手であることを認識し、住民自治を担う自 治会へ加入するとともに、積極的にまちづくりに関わるよう努 める。」と「住民自治を担う自治会へ加入するとともに、」を挿	修正します	自治会は、市民によって主体的に 組織された、市民にとって最も身 近な地域コミュニティであり、そ の区域内のまちづくりを実践する 主体であると考えます。ご意見の

		入すべき。		趣旨を踏まえ、市民等のコミュニ
		<b>人りへ</b> さ。		
		理由:		プイ佰動への関わりについて足の   ている第 12 条第 4 項の「市民等
		<sup>佐田・</sup>  ・本条は市民等の役割等を規定する条文であるにもかかわらず、		は、  の後に「自治会活動をはじめ
		市民等が何にどう関わるべきなのかが骨抜きになっている。		とする」を追加します。
		自治会は住民自治の基礎的組織と位置づけられる。しかし、		とりる」を追加しより。  なお、行政としても自治会加入促
		この自治会加入率の低下傾向は全域にわたり極めて憂慮され		進のため、周知・啓発に努めて参
		る事態である。超高齢社会の安全安心を支える共助の態勢維		ります。
		持に強い危機感を抱いている。そこで市民等に責任と自覚を		7670
		相互に喚起するためにも、お膝元の地域自治会に主体的に加		
		入促進すべき趣旨の条文を織り込むべきである。		
		・本条は市民等の役割等を規定する条文であるにもかかわらず、		
		市民等が何にどう関わるべきなのかが骨抜きになっている。		
		市民にとって身近な自治会は住民自治の基礎的組織と位置づ		
		けられる。		
		しかし、2014年度に本市が実施した「自治会に関するアンケ		
		ート調査」でも自治会加入率56%という突出した地域も発生		
		している。この自治会加入率の低下傾向は全域に及びつつあ		
		り極めて憂慮される事態ととらえ、自治会のぜい弱化を棚上		
		げしてはならない。条例制定を機に超高齢化の到来に備えた		
		地域の安全安心を支える共助の態勢強化こそ肝心である。こ		
		の上は市民等に責任と自覚を相互に喚起しあうためにも、お		
		膝元の地域自治会に主体的に加入促進すべき趣旨の条文を織		
		り込むべきである。		
		○議会と市民活動団体と行政の関係	ご意見として承り	市が締結する委託契約や市が支
	第2章 第7条	いわゆる共働のまちづくりの概念が今後さらに進展するとし	ます	出する補助金に関しては、地方
		て、行政(市長)が市民活動団体や校区コミュニティ等の「市		自治法をはじめとする各種法令
		民等」に委託や補助を行い、公共空間を多様な主体により支え		に基づき、適正に支出すべきも
		あう環境づくりや、そうした担い手を増やそうという展開が広		のと考えます。また、議員の活
5		がるのではないかと思います。		動原則や政治倫理に関すること
		そうしたとき、既存の市の委託事業や補助事業において、市の		は、議会基本条例や政治倫理条
		相手方の主体の団体の役員などに議員さんが含まれる場合もあ		例に規定されているとおりで
		りえるとおもいますが、行政(市長)と議会の二元代表制の考えての政治企理を開発2条(1)(2)な際まえなりま、議員よりには		す。
		え方や政治倫理条例第3条(1)(2)を踏まえたとき、議員さんには		
		行政(市長)の取り組みのチェック役に専念していただきたい		

6	第3章 第9条第3項	と考えます。 市が共働の相手方として「市民等」を検討する際に、あまりに 相手方の主体の中に議員さんがかかわられている場合には、適 切に議員さんに市の取り組みをチェックをしてもらえるよう、 場合によっては委託や補助などの広義の契約の相手方には選ば ないような、本条例の趣旨を踏まえた運用をお願いできたらい いなと思います。 情報の把握に努めるともに→努めるとともに(※原文のまま)	原案どおり	本案についても、「努めるとと もに」としており、ご意見の内 容の修正はないものと考えま す。
7	第3章 第10条第2項	その環境の整備に努める⇒その環境の整備を行う	原案どおり	で意見として承り、今後の行政 運営の参考とさせていただきます。
8	第3章 第12条	○自治会と事業者 賃貸住宅に暮らす方の中には、自治会費を家賃とともに管理会 社や不動産オーナーに納めている場合もあります。もちろん直 接に自治会に会費として納めている場合もありますが、不動産 業・不動産管理業・不動産賃貸業を営む事業者が「住民(市民)」 と「自治会」の間に介在する場合、その事業者が自治会に対す る意識を高く持っていただかないと、「住民(市民)」と「自 治会」の乖離が発生することが考えられます。 極端な場合には、自治会に加入をしたいという意思を持ってい るにもかかわらず、自治会に加入できないという不幸な出来事 も生じています。 いわゆる「空き家・空き地対策」の関係で、市(市長)と不動 産業・不動産管理業・不動産賃貸業を営む事業者との協力関係 ができつつあると伺っておりますが、本条例の策定を契機に、 本条例の趣旨を同じくそれらの事業者の方々に市からの働きか けによりご理解いただき、賃貸住宅在住者も自治会に参加でき るような環境づくりにつながるようご配慮をお願いします。	ご意見として承ります	ご意見として承り、行政としても自治会加入促進のため、周知・啓発に努めて参ります。
9	第4章 第13条	○基本構想 「総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想を策定 する。」ではなく、「総合的かつ計画的な行政の運営を図るた め、基本構想および基本計画を策定する。」としていただきた	原案のとおり	ご指摘の通り、当面は総合振興 計画を策定していくこととして おり、特に市政運営全般の基本 的な理念や大方針を示す基本構

		い。総花的な総合振興計画をつくる必要はなくなってきたということが、地方自治法の改正の趣旨であり、まちづくり基本条例(仮称)を策定しようという動機でもあろうと思いますが、現状の古賀市においては当面はオーソドックスな総合振興計画(基本構想および基本計画)を市民の参画のもと丁寧に作り、実現にむけて自治会・校区コミュニティ・市民活動団体・事業者そして行政さらには市民一人一人が向き合える環境をつくることが適しているのではないかと思います。総合振興計画や、基本構想あるいは基本計画を策定することをやめる自治体もあるとされますが、古賀市の場合は計画を大事につくり、市民等と共有し、みなで計画を実現するまちをめざしていただきたいと思います。		想は、現時点では必要であると 考えております。なお、基本構 想の下に階層化された基本計画 等まで、条文に盛り込む予定は ありません。今後も、総合振興 計画策定段階では、市民のご意 見を十分伺いながら進めてまい ります。
10	第4章 第14条	市民参画の機会の充実に努める⇒市民参画の機会を設ける(※ 原文のまま)	原案どおり	行政計画の策定においては、これまでも市民参画の機会を設けているところです。今後一層その機会の充実に努める必要があると考えます。
11	第4章 第14条	○行政計画 本条例の制定を契機に、平成25年度末で実践編の終期を迎えた 「地域福祉計画」について、本条例の考え方を踏まえてアップ デートをぜひお願いします。 平成20年に策定された「地域福祉計画」は、個人や地域を支え る主体として「自治会」しか存在しなかったときに策定された もので、自治会に手に負えない地域課題、それでいて行政が直 接解決に臨むことが望ましくない地域課題を解決する主体として「校区コミュニティ」が期待されるようになったものである と理解しています。 本条例の制定により、「校区コミュニティ」という概念が古賀 市役所の中で定義されるという意義もあり、「自治会」「校区コミュニティ」「事業者」など多様な役割分担を担える主体の定義も確立されるようになったものと思います。漠然と【地域】と定義された同計画も、各主体の定義によりさらなる発展可能 性がみえるようになりました。 これらの主体の役割、舞台監督たる行政が配役し、まちづくり	ご意見として承ります	ご意見として承り、今後の「地域福祉計画」推進の参考とさせていただきます。

	T		_	
		の担い手の活動の交通整理をしながら、行政が直接行うべきこ		
		とは行政が、民間側が行うべきことは民間がそれぞれ主体とな		
		って、共働(協働)のメリットを活かしたまちづくりが行える		
		ように、条例制定プロセスで得た経験を次は「地域福祉計画」		
		のアップデートに活かしていただけたらと思います。		
		意見を広く聞く機会の充実を図る⇒機会を設ける(※原文のま	原案どおり	これまでも市民等の意見を広く
12	第4章	ま)		聴く機会を設けているところで
12	第15条			す。今後一層その機会の充実に
				努める必要があると考えます。
		○附属機関等	ご意見として承り	古賀市附属機関等の委員の委嘱
		各附属機関の委員を務めている方をみると、時として同じ方が	ます	基準等に関する規程では、委員
		多くの附属機関等に参加されていることが見受けられます。一		が他の機関等の委員を兼ねるこ
1.4	第4章	定の制約(同一個人の方が同時に引き受けられる数の制限)が		とができる数は 3 以内と定めて
14	第16条	あるとは伺っておりますが、附属機関等に参画することを契機		おります。
		に市民としての自覚をより多くの方に認識していただき、そう		今後も、より広く市民参画の機
		した新たな市民力の裾野の広がりをつくるために、多様な人選		会を確保するよう努めて参りま
		をお願いできればと思います。		す。
		○附属機関等	ご意見として承り	古賀市附属機関等の委員の委嘱
		各種の審議会等附属機関の中では、「若者や子育て世代」の枠	ます	基準等に関する規程等に基づ
		の確保と、そうした属性の方が参加しやすい環境を整えていた		き、より広く市民参画の機会を
		だけたらと思います。古賀には『青年団』や『青年会議所』と		確保するよう努めて参ります。
		いうような青年層・若者・子育て世代の団体が存在しないため、		
1.5	第4章	他の自治体のようにな、そうした属性の方の枠が古賀市での附		
15	第16条	属機関に設定されておらず、そうした属性の方の声がまちづく		
		り活動から排除されがちです。		
		次世代の担い手の育成のために、青年層・若者・子育て世代の		
		アテ職枠の委員の設定や、今回の自治基本条例(仮称)策定の		
		ためにおこなわれた世代ごとの無作為抽出の設定を、条例を趣		
		旨を活かすために導入をお願いします。 (※原文のまま)		
		○附属機関等	ご意見として承り	古賀市附属機関等の委員の委嘱
		子育て中の女性の方を念頭に、子育て世代の参画を実現するた	ます	基準等に関する規程等に基づ
1.0	第4章	めには、いわゆる「女性人財リスト」による意欲的な方の発掘		き、より広く市民参画の機会を
16	第16条	も大切ですが、開催時間の設定の仕方や託児対応などの受け入		確保するよう努めて参ります。
		れ方の工夫も必要かと思います。		また、託児対応等についても、
		自治基本条例(仮称)策定のための委員会では、託児対応が標		できる限り対応して参ります。

		準で行われていますが、総合振興計画の後期計画や、子ども子育て条例(仮称)のほうなどでは託児対応がなされていなかったと聞いています。条例の趣旨を活かし、これまで参画が困難であった方のためのハードルを外し、次世代の当事者が参画できるような運用方法をご検討ください。 費用が掛かることですので、全面的にはむつかしいということは理解しておりますので、特に、子育て世代が当事者なのに参加できていない附属機関からの段階的なご配慮をお願いいたします。		
13	第4章 第16条	市民等から選任するよう努める⇒市民等から選任する	原案どおり	ご意見として承り、今後もできる限り多くの市民等から選任して参ります。なお、附属機関等の設置目的や審議内容等により、高度な専門的知識が必要であるなど市民等から選任することがなじまない場合もあると考えます。
17	第5章 第17条	○検証委員会 条例の推進そして検証を行うためには、条例が施行されるその 日からその委員会が存在し、委員さんが条例の施行状況を見届 け、そして当事者として推進に当たることが理想なのではない かと思います。予算成立が前提ではあるかと思いますので、必 ずしも理想どおりとはならないかもしれませんが、検証委員会 の設置と、検証委員会による推進体制について、規模・時期な ど市としてお考えのものがあればお聞かせください。	質問にお答えします	規模・時期など検討している段階であり、現時点ではお答えすることはできかねます。条例制定後、速やかに設置するよう努めます。
18	第5章 第17条	○条例の推進・検証 条例の推進・検証を支える機能を持つ市の機関として、「市民 活動支援センター」の存在に大きく期待しています。現在はま だ中央公民館内の施設に、限られた時間内に場が提供されてい るだけですが、今後は条例の趣旨に基づいて自治会や市民活動 団体・校区コミュニティの運営の実効的支援が行われるように 展開されていけばと思います。 市民活動団体での活動を経験した人が、段階を経て地域の実情 を知る自治会の役員になったり、自治会の役員を経験した人が その任を終えた後に地域の課題を解決するための市民活動団体	ご意見として承ります	ご意見として承り、今後の市民 活動支援センターの運営の参考 とさせていただきます。

		に参画したり。あるいは、自治会の行事や講座などについて市 民活動団体に講師役や運営を託したりといった「自治会等と市 民活動団体の有機的なつながり」を展開できる土壌は市民活動 支援センターから生まれると思います。 そうした土壌を豊かにするためには、市民活動支援センターに 相談員として自治会や市民活動団体の実践者が相談員として週 に1度でも滞在したり、そうした実践者による実践的な現場のニ		
		ーズに合わせた講座等がセンターで行われたりといった機能強化が、条例の推進の一環として行われていくことを期待しております。		
19	第5章 第17条第2項	検証委員会の組織及び⇒検証委員会の組織には市民公募を加え、運営に関し必要な事項は	原案どおり	ご意見として承り、今後の検証 委員会組織運営の参考とさせて いただきます。
20	第5章	条例の推進・検証で「検証委員会を置く」については、必ず実行しなければ"佛造って魂入れず"になってしまう。 速やかに必要事項を定め、発足させて欲しい。	ご意見として承り ます	条例制定後、速やかに設置する よう努めます。
21	全体	この条例施行にあたって、ただちに市民への理解を広げる取り組みを考え実施することが必要となる。特にまちづくりに関わる団体(自治会・校区コミュニティ、市民活動、企業)の理解は不可欠であるため、講演会・セミナー・出前講座などの企画を実施すること。これらの動き(行政あるいは市民自らの企画)を対象とした検証も、まちづくり検証委員会の任務となるよう、発足を急いでほしい。	ご意見として承ります	市民への理解を広げる取組については、検証委員会での協議も行い、検討して参ります。 なお検証委員会は、条例制定後、速やかに設置するよう努めます。
22	全体	古賀市まちづくり条例は、自治基本条例策定委員会を経て市民 参画で素案が作られたことを高く評価します。 また、その経過がミーティングや広報にて市民に公開共有され ながら丁寧に進められたことも良かったと考えます。 この条例案は、非常にシンプルにまとめられ言葉も優しく市民 にわかりやすい条例案であると思います。	ご意見として承り ます	同左。

※同様の意見等については、まとめて記載しています。提出意見等の件数についてはまとめる前の実数であるため、意見等の一連番号数とは一致しません。